

資料 1

行田市日本遺産推進協議会規約（案）

行田市日本遺産推進協議会規約の一部を次のように改正する。

第 12 条の「行田市総合政策部企画政策課」を「行田市教育委員会文化財保護課」に改める。

附則の「平成 29 年 5 月 30 日」を「令和 4 年 3 月 14 日」に改める。

別表（第 4 条関係）の「行田市観光協会」を「行田おもてなし観光局」に改める。

別表（第 4 条関係）の「行田市自治会女性部連絡会」を削る。

行田市日本遺産推進協議会規約（改正案全文）

（名称）

第1条 本会は、行田市日本遺産推進協議会（以下「協議会」という。）という。

（目的）

第2条 協議会は、行田市固有の歴史文化を物語る日本遺産（以下「日本遺産」という。）を通じた文化遺産保護、観光振興、まちづくり等を行うことで、地域の活性化を図ることを目的とする。

（事業）

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 情報発信、人材育成に関する事業
- (2) 普及啓発に関する事業
- (3) 調査研究に関する事業
- (4) 公開活用のための整備に関する事業
- (5) その他、日本遺産に関する事業

（構成団体及び委員）

第4条 協議会は、別表に記載する団体で構成し、各団体から選出された者が委員となる。

（役員）

第5条 協議会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 職務代理者 1名
- (3) 監事 2名

2 会長は、行田市から選出された者とし、職務代理者及び監事は会長の指名による。

3 役員は、次の所掌事務を処理する。

- (1) 会長は、協議会を総理し代表する。
- (2) 職務代理者は、協議会の運営が円滑に進むよう会長の職務を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときはその職務を代理する。
- (3) 監事は、協議会の会計を監査する。

(任期)

第6条 委員の任期は3年とする。ただし再任を妨げない。

2 任期中に委員が欠けた時、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(解散)

第7条 協議会は、委員の総意に基づく場合は、協議会を解散するものとする。

(会計年度)

第8条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(経費)

第9条 協議会の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。

(1) 行政（国・県・市）からの補助金等

(2) 寄付金

(3) その他

(会議)

第10条 協議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

5 会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りではない。

6 会長は、会議の終了後、遅滞なく議事録を作成し、これを公表する。ただし、非公開とした議事については、会議が当該議事録の公表を決めた場合を除き、公表しない。

(規約の変更)

第11条 この規約の変更は、会議出席委員の3分の2以上をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事務局)

第12条 協議会の事務局を、行田市教育委員会文化財保護課に置く。

(委任)

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和4年3月14日から施行する。

別表（第4条関係）

行田商工会議所
南河原商工会
行田おもてなし観光局
行田市商店会連合会
行田市自治会連合会
行田市文化財保護審議会
「足袋のまち行田」活性化推進協議会
東日本旅客鉄道株式会社高崎支社
秩父鉄道株式会社
株式会社武蔵野銀行
埼玉県さきたま史跡の博物館
埼玉県利根地域振興センター
行田市

<参考>現在の規約（改正に関わる部分のみ抜粋）

第12条 協議会の事務局を、行田市総合政策部企画政策課に置く。

附 則

この規約は、平成29年5月30日から施行する。

別表（第4条関係）

行田商工会議所
南河原商工会
行田市観光協会
行田市商店会連合会
行田市自治会連合会
行田市自治会女性部連絡会
行田市文化財保護審議会
「足袋のまち行田」活性化推進協議会
東日本旅客鉄道株式会社高崎支社
秩父鉄道株式会社
株式会社武藏野銀行
埼玉県さきたま史跡の博物館
埼玉県利根地域振興センター
行田市